

鈴鹿市告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、市道の区域を次のとおり変更し、及び告示する。

なお、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

鈴鹿市長 末松 則子

路線名：北堀江二丁目168号線

| 区域変更区間 | 旧新の別 | 延長（m） | 幅員（m） |
|-------------------|------|-------|---------|
| 北堀江町字八反田200番地先から | 旧 | 8.8 | 2.4～3.6 |
| 北堀江町字八反田201番1地先まで | 新 | 8.8 | 4.0～4.1 |